

CLAIR REPORT No.511

日韓比較から見る児童虐待対策の現況と課題

－虐待予防のネットワーク構築に向けて－

Clair Report No.511 (March 24, 2021)

(一財)自治体国際化協会 ソウル事務所



一般財団法人

自治体国際化協会

はじめに

社会が危機下にあるとき、真っ先に影響を受けるのは社会的弱者であると言われて
いる。世界各国が新型コロナウイルス感染症という共通の危機に晒されている現在、
外出の制限または自粛、飲食店等の営業停止といった感染を防ぐために必要な措置は、
経済的困窮やDV等、別種の社会問題を拡大に至らしめている。

子育て世帯にとっても、現状は厳しいものとなっている。休校や授業のリモート化
によって学校等における見守りや支援機関による家庭訪問が困難になったこと、外出
自粛により家庭内の葛藤が顕在化したこと、相談やストレス発散の機会が失われたこ
と等から、児童虐待の深刻化は各国で問題となっており、日本や韓国も例外ではない。

本稿では、核家族化や少子高齢化といった似通った社会背景を持つ韓国との比較分
析により、日本における児童虐待を巡る課題を可視化することを目指すとともに、パ
ンデミックの危機を受けて韓国が新たに取り組もうとしている児童虐待対策の内容と、
児童虐待予防に寄与する韓国特有の社会的支援について紹介する。

ここで論じる内容が、地方自治体において児童福祉のために日々奮闘する方々の一
助となり、日本における児童虐待予防のネットワーク拡大の検討に資すれば幸甚であ
る。

(一財) 自治体国際化協会 ソウル事務所長

日韓比較から見る児童虐待対策の現況と課題
－虐待予防のネットワーク構築に向けて－

【目次】

概要	5
第1章 日韓の児童虐待の現況及び児童虐待対応	6
第1節 児童虐待の現況	6
1 児童虐待の定義	6
2 児童虐待の種別	6
3 児童虐待対応件数	7
4 被虐待児の年齢別対応人数	8
第2節 児童虐待対応	9
1 児童虐待対応機関 －「児童保護専門機関」と「児童相談所」－	9
(1) 法的な位置付け	9
(2) 設置・運営主体	9
(3) 設置数	10
(4) 職員数	10
2 児童虐待対応の過程	11
(1) 韓国における行政の役割の拡大	11
(2) 対応過程の日韓比較	12
(3) 日韓比較から考察する両国の課題	14
ア 介入機能と支援機能の分離	14
イ 警察・司法の関与	15
第2章 新型コロナウイルス感染症の影響下における韓国の児童虐待対策	16
1 児童虐待のリスク増加	16
2 韓国の児童虐待対策への影響	16
(1) 親権者の懲戒権廃止	18
(2) 情報共有・連携体制の強化	18
ア 地域関係機関協議体の発足	18
イ ビッグデータの分析・活用による早期対応	19

第3章	高リスク要素を持つ家庭に対する韓国の支援制度	21
1	医療・福祉サービスの副次的効果としての児童虐待予防	21
2	出産・子育て期の支援	21
	(1) ひとり親家族福祉施設	21
	(2) 産後ケア施設	23
3	多文化家族の支援	25
	(1) 多文化家族支援センター	25
	(2) 多文化家族支援の意義	25
おわりに	28
参考文献	29

概要

第1章 日韓の児童虐待の現況及び児童虐待対応

第1章では、日韓それぞれの児童虐待に係る定義や種別の違いに触れながら、各種統計情報を分析し、両国の児童虐待の現況とその特徴を明らかにする。

また、児童虐待対応の主体となる機関や対応過程といった制度を比較し、両国が抱える課題について考察する。

第2章 新型コロナウイルス感染症の影響下における韓国の児童虐待対策

新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、韓国は危機に立ち向かうべく、2020年7月に児童虐待対応体制の強化に向けた政策案を発表し、いち早く新たな取組を進めている。

第2章では、その政策案の中から、日本においても今まさに論じられている「親権者の懲戒権廃止」と、ICT先進国と呼ばれる韓国ならではの取組と言えるビッグデータの分析・活用等も含めた「情報共有・連携体制の強化」に焦点を絞って紹介し、今後の韓国における児童虐待対策の方針について解説する。

第3章 高リスク要素を持つ家庭に対する韓国の支援制度

児童虐待が起きてしまったケースを見ると、多くの家族が重層的な生活課題を抱えていることから、虐待を防ぐためには、様々な側面から高リスク要素を持つ家庭に関わる社会的支援を充実させることが必要であると考えられる。

韓国においては、出産・子育て期の家族や、異文化を背景に持つ家族を対象とした特徴的な支援制度が存在する。第3章では、それらの支援の内容について紹介するとともに、それぞれの支援が児童虐待予防に対して持つ意義について論じる。

第1章 日韓の児童虐待の現況及び児童虐待対応

第1節 児童虐待の現況

1 児童虐待の定義

韓国において、「児童」とは、日本と同じく満18歳未満の者¹を指し、「児童虐待」とは、保護者を含めた成人が児童の健康や福祉を害し、または正常な発達を阻害する可能性のある物理的、精神的、性的暴力や嫌がらせをすること、並びに児童の保護者が児童を遺棄または放任すること²をいう。

対して、日本においては児童虐待を行う主体を保護者に限定³しており、保護者以外の者からの暴力等は刑法や民法の範疇となる。

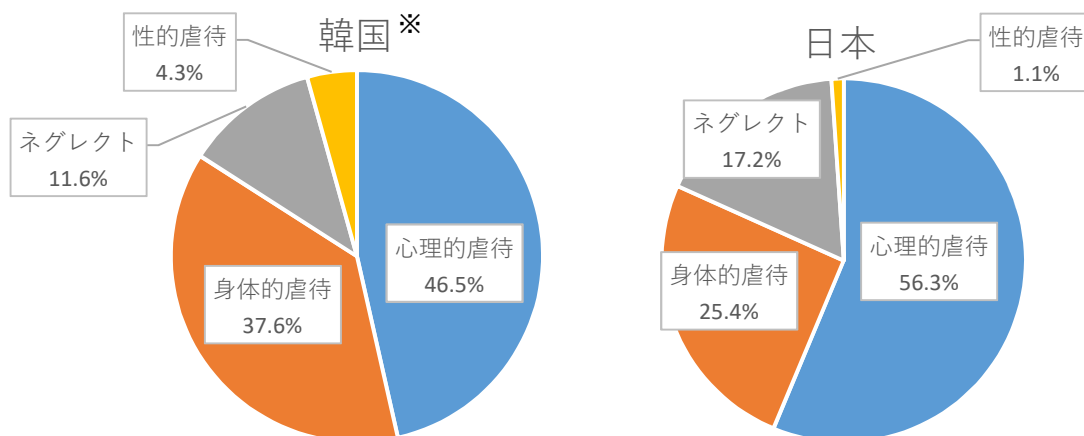
2 児童虐待の種別

韓国では、児童虐待の種別は「身体的虐待」「情緒的虐待（＝心理的虐待）」「放任（＝ネグレクト）」「性的虐待」という日本と同様の4類型に、複数の虐待種別が重複した「重複虐待」を加えた、5つの虐待種別で統計が取られている。

2019年の児童虐待事例⁴のうち、最も多かったのが①重複虐待11,792件（47.9%）、次いで②心理的虐待5,862件（23.8%）、③身体的虐待3,436件（14.0%）、④ネグレクト2,604件（10.6%）、⑤性的虐待910件（3.7%）と続く。

なお、重複虐待の内訳を各種別に計上した場合は、①心理的虐待17,335件（46.5%）、②身体的虐待14,023件（37.6%）、③ネグレクト4,336件（11.6%）、④性的虐待1,610件（4.3%）となる。

図1 日韓の児童虐待の種別統計（2019年度）



※日本との比較のため、重複虐待はその内訳を「身体的虐待」「心理的虐待」「ネグレクト」「性的虐待」の各種別に計上

[出典：(日)厚生労働省「令和元年度 児童相談所での児童虐待相談対応件数<速報値>」、
(韓)保健福祉部「2019 児童虐待年次報告書」より筆者作成]

¹ (韓) 児童福祉法 第3条 (定義) 第1項 第1号

² (韓) 児童福祉法 第3条 (定義) 第1項 第7号

³ (日) 児童虐待の防止等に関する法律 第2条 (児童虐待の定義) 第1項

⁴ (韓) 保健福祉部、中央児童保護専門機関「2018 児童虐待主要統計」(2019)

また、上記は必ずしも毎年決まった傾向ではなく、2018年と2017年は2019年と同様に、件数が多い順に①重複虐待、②心理的虐待、③身体的虐待、④ネグレクト、⑤性的虐待だが、2016年と2015年は①重複虐待、②心理的虐待、③ネグレクト、④身体的虐待、⑤性的虐待の順、2014年は①重複虐待、②ネグレクト、③心理的虐待、④身体的虐待、⑤性的虐待の順となっている。件数が最も多いのが重複虐待で、最も少ないのが性的虐待であることは、過去6年間に共通した傾向である。

3 児童虐待対応件数

日韓両国における2019年度の児童虐待対応件数を比較すると、表1のとおり、韓国は30,045件、日本は193,780件で、日本が韓国のおよそ6.5倍となっている。

人口10万人当たりで比較した場合でも、韓国は58件、日本は154件と、やはり日本のほうが2.7倍程度高い数値になっているが、この差異について考察する際は、児童虐待が家庭内という第三者からは見えづらい環境において起こる問題であることを勘案する必要があり、単純に日本のほうが韓国より児童虐待の発生が多いと解するべきではない。

第2節で後述する、児童虐待対応機関の設置数や職員数等に見られる対応体制の充実度等を踏まえて、対応件数が多いということは「(潜在的な事例も含めた全体の発生件数のうち)発見できた件数が多い」という見方もできることを考慮すべきであり、現に韓国においては対応件数が少ないことが問題視され、児童虐待発見率⁵の向上が喫緊の課題として示されている⁶。

表1 日韓の児童虐待対応件数の推移(2014～2019年度)

区分		年度					
		2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
児童虐待対応件数 (人口10万人当たり)	韓国	10,027 (20)	11,715 (23)	18,700 (37)	22,367 (44)	24,604 (48)	30,045 (58)
	日本	73,802 (58)	88,931 (70)	103,286 (81)	122,575 (97)	133,778 (106)	193,780 (154)

[出典:(日)厚生労働省「令和元年度 児童相談所での児童虐待相談対応件数<速報値>」、

(日)総務省統計局「政府統計の総合窓口(e-Stat)」、(韓)保健福祉部「2019 児童虐待年次報告書」、

(韓)統計庁「国家統計ポータル(KOSIS)」より筆者作成]

⁵ 児童人口1,000人当たりの児童虐待と最終判断された件数

⁶ (韓) 関係省庁合同「児童・青少年虐待防止対策(案)」(2020)

4 被虐待児の年齢別対応人数

児童虐待の問題において、最も再発防止に力を注ぐべきは、被虐待児が死亡に至る事例である。

概して、低年齢の児童は虐待を受けた場合に死亡に至るリスクが高い。

表2は、2018年度における児童虐待死亡事例に係る被虐待児の年齢別対応人数の日韓比較であるが、全死亡事例のうち3歳までの乳幼児が被害にあった事例は、韓国で18人(64.3%)、日本で34人(63.0%)と、いずれも全体の6割を超える。なかでも、0歳の乳児は韓国で10人(35.7%)、日本で22人(40.7%)と、非常に高リスクと言える。

表2 日韓の死亡事例に係る被虐待児の年齢別対応人数(2018年度)

区別		年齢												計
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	不明	
韓国	人数	10	8	0	0	2	2	1	2	1	2	0	0	28
	構成割合(%)	35.7	28.6	0	0	7.1	7.1	3.6	7.1	3.6	7.1	0	0	100
日本	人数	22	6	3	3	1	2	1	1	1	1	1	12	54
	構成割合(%)	40.7	11.1	5.6	5.6	1.9	3.7	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	22.2	100

[出典:(日)厚生労働省「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について(第16次報告)」、

(韓)保健福祉部、中央児童保護専門機関「児童虐待死亡事故発生状況資料」より筆者作成]

次に、表3で示したのが、死亡事例に限定しない場合の2018年度における被虐待児の年齢別対応人数の日韓比較である。

概ね小学生にあたる年代(7~12歳)が3割を超え、最も大きな割合を占めることは、両国に共通した傾向だが、注目すべきは未就学の乳幼児の年代(0~6歳)である。韓国においては、6歳までの児童が被害にあった事例の割合は全体の21.6%に留まっているが、日本においては45.9%と半数近くに上り、大きな差異が見られる。

児童福祉においては、死亡事例を防ぐために乳幼児に対する虐待の予防が重要であると叫ばれて久しい。そのような中で、日韓両国における未就学児に係る虐待対応人数の差異は、何を示しているのだろうか。第3章で後述する。

表3 日韓の被虐待児の年齢別対応人数（2018年度）

区別		年齢					計
		0～2歳	3～6歳	7～12歳	13～15歳	16～18歳	
韓国	人数	1,378	2,922	7,945	5,090	2,683	20,018
	構成割合 (%)	6.9	14.7	39.6	25.4	13.4	100
日本	人数	32,302	41,090	53,797	21,847	10,802	159,838
	構成割合 (%)	20.2	25.7	33.7	13.7	6.8	100

〔出典：（日）厚生労働省「平成30年度福祉行政報告例の概況」、

（韓）保健福祉部、中央児童保護専門機関「2018 児童虐待主要統計」より筆者作成〕

第2節 児童虐待対応

1 児童虐待対応機関 — 「児童保護専門機関」と「児童相談所」—

（1）法的な位置付け

韓国においては、児童福祉法により、児童虐待対応に特化した「児童保護専門機関」が、児童相談所とは別個に設けられている⁷。

児童保護専門機関が「被虐待児とその家族及び虐待者のための相談、治療及び教育や、児童虐待のケース進行管理⁸、児童虐待予防に係る業務⁹」等を担うのに対し、児童相談所は「児童とその家族の問題に関する相談、治療、予防、及び研究等¹⁰」を目的とした施設であり、例としては発達障害や情緒障害のある児童や、学校不適応状態にある児童の養育に係る相談援助活動、心理検査等を行う。

虐待対応を含む児童に関する相談援助活動全般を担う日本の児童相談所の機能が、韓国においては児童保護専門機関と児童相談所に二分されていると言える。

（2）設置・運営主体

日本における児童相談所は、都道府県または政令指定都市等が設置義務を負い、主に地方公務員により運営される¹¹のに対し、韓国においては、児童保護専門機関は民間委託も可能¹²となっており、児童相談所に至っては設置自体が任意である。そのため、2020年4月現在、地方自治体の直営によるものはソウル特別市の2か所と釜山広域市

⁷（韓）児童福祉法 第45条（児童保護専門機関の設置等）

⁸ 個別の児童虐待ケースについて、定期的に支援状況の確認や危険度の判断、支援計画の見直し等を行うこと

⁹（韓）児童福祉法 第46条（児童保護専門機関の業務）第2項

¹⁰（韓）児童福祉法 第52条（児童福祉施設の種類）第1項第6号

¹¹（日）児童福祉法 第12条（児童相談所の設置及び業務）、第12条の3（児童相談所の所長等）

¹²（韓）児童福祉法 第45条（児童保護専門機関の設置等）第2項

の1か所の計3か所のみであり¹³、ほぼ全てが非営利法人への委託により運営されている。

(3) 設置数

韓国においては、児童保護専門機関を広域自治体（市・道）及び基礎自治体（市・郡・区）に各1か所以上設置することとなっている。ただし、児童数や地理的条件によっては、複数の市・郡・区を所管する児童保護専門機関を共同で設置、運営することも可能¹⁴であるため、多くが共同設置となっており、17の広域自治体と226の基礎自治体¹⁵がある中で、2020年7月時点の児童保護専門機関設置数は全国で71か所¹⁶に留まる。表4のとおり、児童保護専門機関1か所が管轄する人口はおよそ73万人であり、日本において児童相談所1か所が管轄する人口より16万人程度多くなっている¹⁷。

なお、児童相談所については設置が任意であることから、2019年12月時点で全国に13か所¹⁸が設置されているのみである。

(4) 職員数

2020年4月時点の韓国における児童保護専門機関配置職員数は、相談員960人、心理治療専門員76人であり、心理治療専門員は基本的に各児童保護専門機関に1人のみ配置されていることとなる。

日本で児童相談所に配置されている職員数は、児童福祉司4,234人、児童心理司1,800人であり、表4から分かるとおり、日韓両国の人口差を勘案しても、韓国ではより厳しい人員体制で対応しなければならない状況となっている。

表4：日韓の児童虐待対応機関設置数（2020年度）

	児童虐待対応機関 ^{※1} 設置数	児童虐待対応機関 1か所当たりの 管轄人口	児童虐待対応機関 配置相談員数	相談員1人当たり の対応件数 ^{※2}
韓国	71か所	72万9,296人	960人	31件
日本	220か所	57万1,982人	4,234人	46件

※1 (韓)児童保護専門機関、(日)児童相談所

※2 対応件数は2019年度の数値

¹³ (韓) 国会立法調査処「児童虐待対応体系の課題と改善方向-児童保護専門機関を中心に-」(2020)

¹⁴ (韓) 児童福祉法 第45条(児童保護専門機関の設置等)第2項

¹⁵ (韓) 行政安全部「地方自治体行政区域及び人口の現況(2019.12.31現在)」(2020)

¹⁶ (韓) 関係省庁合同「児童・青少年虐待防止対策(案)」(2020)

¹⁷ (日) 厚生労働省「児童相談所運営指針」(2007)によると、児童相談所の設置は「人口50万人に最低1か所程度」が基準とされている。

¹⁸ (韓) 保健福祉部「2020年度 児童福祉施設の現況(2019年度12月31日現在)」(2020)

[出典:(日)厚生労働省「全国児童相談所一覧(令和2年7月27日現在)」、

(日)厚生労働省「児童福祉司、児童心理司の配置状況について(令和2年4月1日現在)」、

(日)総務省統計局「政府統計の総合窓口(e-Stat)」、

(韓)関係省庁合同「児童・青少年虐待防止対策(案)」、

(韓)国会立法調査処「児童虐待対応体系の課題と改善方向-児童保護専門機関を中心に-」、

(韓)統計庁「国家統計ポータル(KOSIS)」より筆者作成]

2 児童虐待対応の過程

(1) 韓国における行政の役割の拡大

児童虐待に対応するのが、日本は児童相談所という行政機関であるのに対し、韓国ではほぼ民間団体への委託に任されていることは先に述べた。従来、韓国において児童虐待が疑われる通告があった場合には、警察や家庭法院¹⁹等をはじめとした行政・司法機関と連携しながらではあるものの、家庭状況の実態に係る調査から援助方針決定、ケース進行管理まで、一連の対応を児童保護専門機関が担ってきた。

しかし、年々増加する虐待事例に対応する必要があること、重篤な事例が報道されることによって児童虐待問題に対する市民の関心が高まっていること等から、韓国における児童虐待対応の流れは、2021年現在、大きな転換期にある。

2019年5月に韓国政府が発表した「包括国家児童政策」において、児童虐待対応体制の全面改正を含む新たな構想が示された。そのことによって、2021年²⁰までに全ての基礎自治体に「虐待専担公務員」が配置され、これまで児童保護専門機関が単独で担ってきた業務を、図2のように、児童虐待が疑われるケースの実態を調査し、保護の必要性等の判断を行う「児童虐待調査」と、支援状況の確認や危険度の判断、支援計画の見直し等を定期的に行う「ケース進行管理」に二分して、児童虐待調査を基礎自治体が、ケース進行管理を児童保護専門機関が行うよう役割分担することが決定した。

この方針に基づき、2020年10月から118の基礎自治体で、新たな対応体制の試験運用が開始²¹されている。改正後の関係機関間における対応の流れは、図3に表したとおりである。

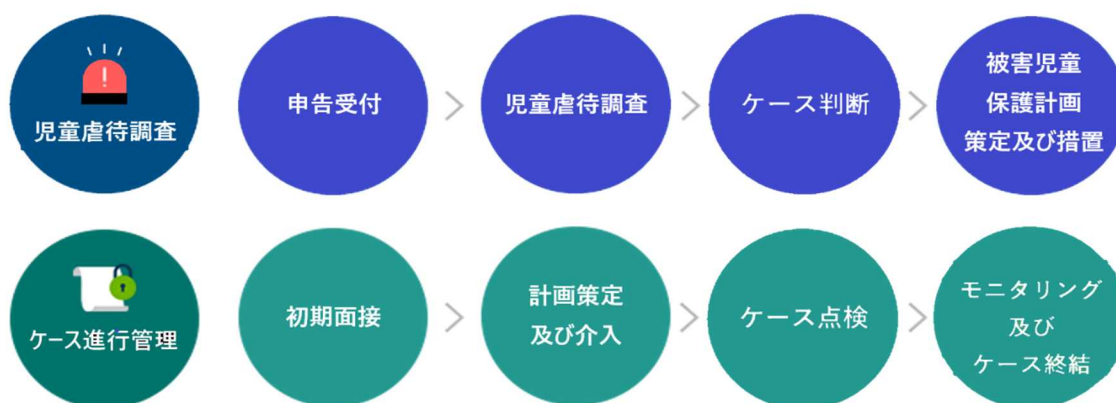
図3からも分かるとおり、通告を受けた際、児童保護専門機関の職員に代わって虐待専担公務員が、警察とともに直接児童を保護する現場に関与することとなった。また、これまで児童保護専門機関において行われていた虐待認定も、基礎自治体が設置する事例決定委員会で行われることとなり、児童虐待対応に係る公的責任をより強化した形となっている。

¹⁹ 日本の家庭裁判所に相当

²⁰ 当初は2022年までに全基礎自治体へ拡大する計画だったが、新型コロナウイルスの影響を受けて発表された「児童・青少年虐待防止対策(案)」により、対策が早められることとなった。(第2章参照)

²¹ 京畿日報「公務員1人24時間緊急電話…政府児童虐待の調査公共化事業に自治体『疲労』」(2020.10.27) (<https://www.kyeonggi.com/news/articleView.html?idxno=2324926>)

図 2：韓国の子童虐待対応業務進行手順



[出典：(韓)児童権利保障院 (<https://www.ncrc.or.kr/ncrc/cm/cntnts/cntntsView.do?mi=1030&cntntsId=1033>)]

(2) 対応過程の日韓比較

日本においては、施設入所や里親委託といった措置や一時保護を行う権限を児童相談所長が持ち²²、虐待に対応する機関とそのために必要な権限を持つ機関が一致している。したがって、通告受理以降の情報を児童相談所が一元的に把握した上で援助方針を決定し、児童やその家族に対して継続的な相談援助業務を行っている。

このように、日本の児童相談所が、多くの場合ほぼ単独で虐待対応を行うのに対して、韓国においては、複数の関係機関が対応過程に関与している。

韓国の場合、緊急的に児童を保護する応急措置²³の権限は、調査を行う虐待専担公務員及び警察官に付与²⁴されているものの、その期間は通告から 72 時間以内²⁵とごく短時間に限られている。そのため、被害児童保護（≒施設入所等措置）²³を行い、施設入所や里親委託等の中長期的な処遇を決定するまでは、臨時保護（≒一時保護）²³により一時的に児童福祉施設等で児童を保護することとなっている。

ここで着目すべき日本との大きな違いは、これらの判断に司法が関与することである。被害児童保護と臨時保護という、それぞれ日本における施設入所等措置と一時保護にあたる行政処分について、韓国では家庭法院が審理・決定²⁶する。

家庭法院による保護命令後は、地方自治体が設置する児童福祉審議委員会²⁷での審議を経て受入先施設等を決定し、児童保護専門機関により児童やその家族への相談援助

²² (日) 児童福祉法 第 27 条 (都道府県の採るべき措置) 第 1 項及び第 2 項、第 32 条 (権限の委任) 第 1 項、第 33 条 (一時保護) 第 1 項

ただし、同法第 28 条 (保護者の児童虐待等の場合の措置) による措置を除く。

²³ (韓) 児童虐待の犯罪の処罰などに関する特例法 第 47 条及び第 52 条

日本の制度に照らすと、被害児童保護は施設入所等措置、臨時保護は一時保護に相当し、応急措置は緊急一時保護に類する。

²⁴ (韓) 児童虐待の犯罪の処罰などに関する特例法 第 12 条 (被害児童等に対する応急措置) 第 1 項

²⁵ (韓) 児童虐待の犯罪の処罰などに関する特例法 第 12 条 (被害児童等に対する応急措置) 第 3 項

ただし、土日祝が含まれる場合は、48 時間以内の延長が可能。

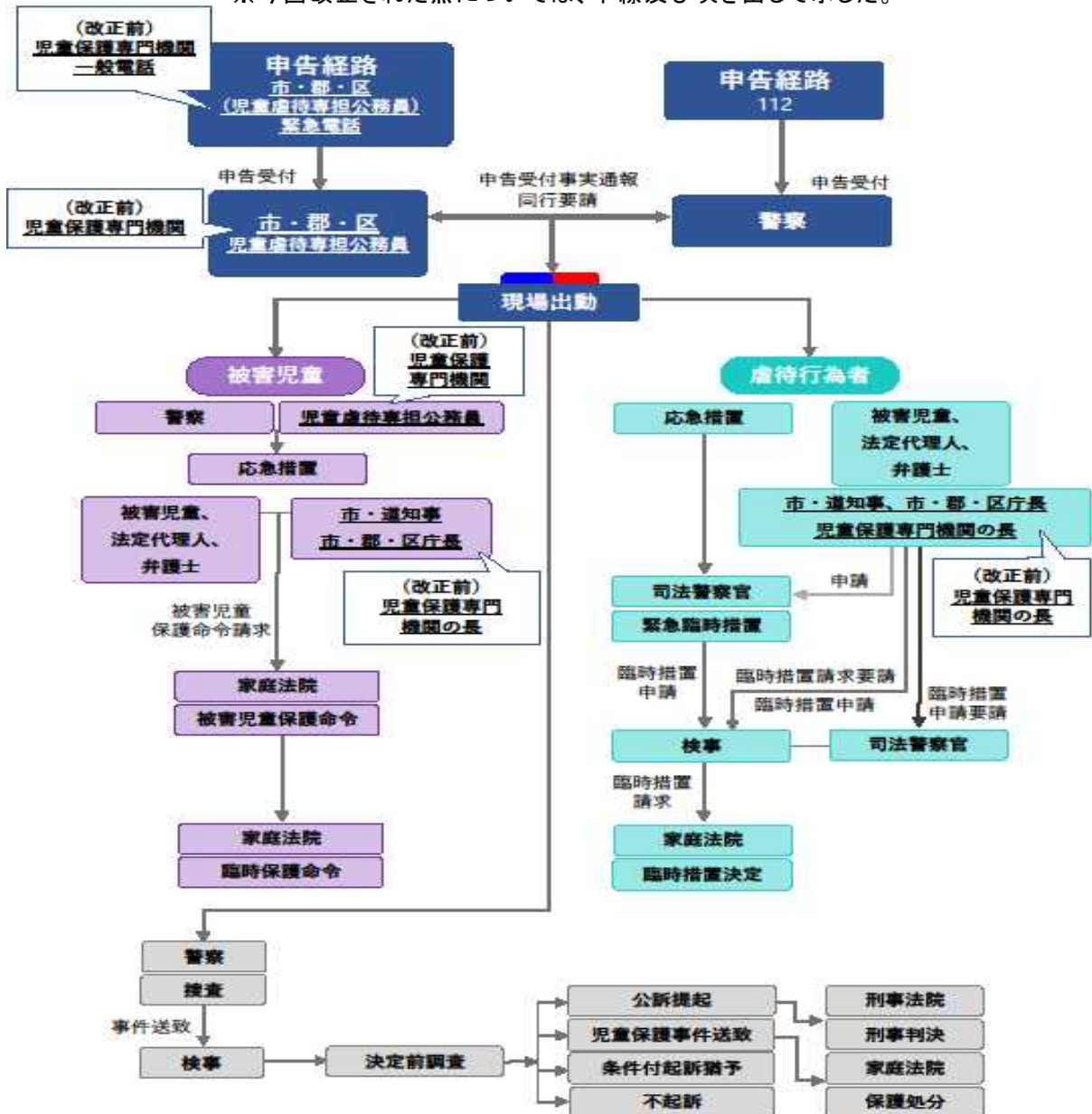
²⁶ (韓) 児童虐待の犯罪の処罰などに関する特例法 第 47 条 (家庭裁判所の被害児童の保護命令) 第 1 項第 4 号から第 6 項

²⁷ (韓) 児童福祉法 第 12 条 (児童福祉審議委員会)

とケース進行管理が行われる。その後、児童保護専門機関は、家庭復帰訓練プログラム等を実施して家庭復帰が可能と判断した場合は、虐待専担公務員に意見を提出し、児童福祉審議委員会の審議を経て、家庭法院が保護解除命令を下す²⁸。したがって、保護の決定・解除のいずれにおいても、裁判所の命令という過程が含まれることとなる。

図3：韓国の関係機関間における児童虐待対応フロー図[※]

※今回改正された点については、下線及び吹き出しで示した。



[出典:(韓)保健福祉部、中央児童保護専門機関「2018 児童虐待主要統計」、

(韓)児童権利保障院(<https://www.ncrc.or.kr/ncrc/cm/cntnts/cntntsView.do?mi=1030&cntntsId=1033>)より筆者作成]

²⁸ (韓)保健福祉部、児童権利保障院「2020 児童保護サービス業務マニュアル」(2020)、(韓)児童保護審判規則 第50条(被害児童保護命令の執行、取消及び変更)第3項及び第4項

(3) 日韓比較から考察する両国の課題

ア 介入機能と支援機能の分離

先に述べたとおり、日本においては通告受理からケース終結までの一連の児童虐待対応過程において、調査、一時保護や施設入所等の適否の判断、その判断に基づいた行政処分の執行、児童や家族への相談援助や心理検査の実施、行政処分の解除の判断及び解除まで、児童相談所が全ての役割を担っており、そのことによって児童やその家族に対して一貫した継続的な支援を行うことができるという利点がある。

しかしその一方で、児童相談所という単独の機関が全ての対応を担う場合、特に介入初期においては児童の保護のために保護者と対立的な立場におかれる場合も多々あることから、後の関係構築に時間を要し、支援が円滑に進まないこともままある。

このことは日本においては「児童相談所の機能分化」と称してかねてより議論され、2020年4月に施行された改正児童虐待防止法により、一時保護等の介入的対応を行う職員と、保護者支援を行う職員を分ける等の措置を講ずる²⁹こととなり、児童相談所内の業務分担の問題として法制化されることで決着した。

韓国においては、調査を行う虐待専担公務員及び警察官、取るべき処遇を審議する児童福祉審議委員会、児童の保護を命ずる家庭法院、処遇決定後の相談援助とケース進行管理を担う児童保護専門機関と、複数の機関にまたがってより細かく機能が分化されている。日本の児童相談所が単独で対応する広範な業務を、各専門機関において分担することにより、虐待者との葛藤が支援に支障を及ぼす事態が発生しづらい体制になっていると言える。

ただし、虐待専担公務員を含めたこの体制は、韓国においても試験運用が開始されたばかりであり、混乱も見られる。人材の育成及び確保を行う猶予もなく、また児童保護専門機関において蓄積されてきた専門的な知識及び技術も組織間で共有されないまま、調査の責務を担うこととなった地方自治体においては、その激務と重責から虐待専担公務員の職務が忌避される状況となっており、より一層の人員不足を引き起こしている³⁰。

また、児童虐待が起きてしまった家庭の包括的な支援を行うためには、時に機密性の高い個人情報扱うことになる。韓国のように対応機関が複数に分かれており、さらにその中に児童保護専門機関という民間団体も含まれている場合は、関係機関間における情報共有がためられる事態に陥りかねない。

このような問題に対して、韓国はどのような解決策を用意しているのだろうか。第2章で後述する。

²⁹ (日) 児童虐待の防止等に関する法律 第11条(児童虐待を行った保護者に対する指導等) 第7項

³⁰ 東亞日報「『働く2か月が地獄』虐待される児童虐待調査官」(2020.12.14)

(<https://www.donga.com/news/Society/article/all/20201214/104428325/1>)

韓国経済「児童虐待専担公務員、増やすというが…『2週間だけ教育を受け、現場へ投入』」

(2021.1.12) (<https://www.hankyung.com/society/article/202101080724i>)

イ 警察・司法の関与

次に焦点を当てるのは、児童虐待対応への警察・司法の関与である。

通告を受理した際、まずは児童の安全確認等を行うため、家庭訪問等の調査により状況把握を行うのが日韓両国に共通した流れであるが、日本においては、多くの事例において児童相談所が単独で初期対応を担う。

韓国においては、警察内に「虐待予防警察官（A P O, Anti-abuse police officer）」と呼ばれる児童虐待や家庭内暴力の対応に特化した職種³¹が設けられている。虐待予防警察官が発足した初年度にあたる 2016 年度には、調査時に虐待対応機関と警察官が同行した事例は 34.2%³²だったが、2021 年 1 月に施行された法改正³³により、虐待専担公務員及び警察官による同行調査が原則となった。

日本においても、児童相談所が児童の安全確認や一時保護、または立入調査や臨検・搜索等を実施する場合、警察への援助要請が可能³⁴である。しかし実績を見ると、児童相談所から警察への援助要請受理件数は年々増加しているものの、それでもなお 2019 年度は 494 件³⁵と、極めて少ない件数に留まっている。この数値は、虐待対応件数全体のわずか 0.2%に過ぎない。

また、一時保護や施設入所等措置という強力な行政権限が、日本においては児童相談所に付与されているのに対し、韓国においてはその行使までに裁判所の命令という過程が含まれることによって、司法も児童虐待対応に関して責任の一端を負う体制となっていることは、前述のとおりである。警察や司法も含めた複数の機関が関与することは、公平性の確保という意義があると同時に、保護者との葛藤や重すぎる業務負担を、ある特定の機関のみが抱える状況を避けることにも繋がる。

日本においては、児童相談所が一貫して対応する体制が整備され、その結果として、権限の行使と福祉的関与という一見相反する広範な役割と、過重とも言える対応責任を児童相談所ただ一つが担っているのが実状である。

³¹ (韓) 家庭内暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 第 9 条の 4 (司法警察官吏の現場出動等)

³² (韓) 保健福祉部、中央児童保護専門機関「2016 全国児童虐待現況報告書」(2017)

³³ (韓) 児童虐待の犯罪の処罰などに関する特例法 第 11 条 (現場出動) 第 7 項新設

³⁴ (日) 児童虐待の防止等に関する法律 第 10 条 (警察署長に対する援助要請等)

³⁵ (日) 警察庁「警察における児童虐待への対応について」(2020)

第2章 新型コロナウイルス感染症の影響下における韓国の児童虐待対策

1 児童虐待のリスク増加

2020年以降の新型コロナウイルスの感染拡大は、世界各国で似通った社会問題を生み出している。休校や外出制限または自粛によって、家庭内の問題が顕在化し、DVや児童虐待として表れていることも、その一つである。

日本も例外ではなく、児童相談所が対応した件数は2020年1月からの半年間で9万9,000件を超え、過去最多のペースとなっている。緊急事態宣言発出中であった5月は、1万3,551件と、前年同月比で2%減少したが、これは休校措置が取られたことにより学校等での見守りが困難な事態が生じたこと、また外出自粛により児童が外に出る機会が減少したことから、児童虐待が発見しづらくなったことが理由と見られる³⁶。

韓国においても、休校や授業のリモート化によって学校による見守りが機能しなくなったために、深刻な児童虐待事例が頻発した。9歳の女兒が両親により自宅のテラスに監禁され、やけどや骨折等を負った「昌寧児童虐待事件」においては、女兒が自力で逃げ出すまで、数か月間に渡り事態が発覚しなかった³⁷。また、同じく9歳の男児が義母に長時間スーツケースに閉じ込められ死亡した「天安継母児童虐待死亡事件」では、当時学校の授業がリモート化しており、保護者がシステム上で出席を装ったと見られ、学校側も状況を把握できなかった³⁸。

韓国では、学校年度が開始する3月から休校措置が取られており、これらの事件はいずれも5月から6月にかけて立て続けに報道され、韓国国内で大きな議論を巻き起こした。

2 韓国の児童虐待対策への影響

それらの事件を受けて、保健福祉部³⁹は、2020年7月から9月にかけての3か月間で、高リスク要素が認められる全ての児童約2万5,000人の養育環境について一斉調査を行うことを決定し、邑・面・洞⁴⁰の地方公務員が家庭訪問を実施した。また、過去3年間に被虐待歴のある児童のうち、特に危険性が高いと判断される約8,500人については、警察、地方自治体、児童保護専門機関が合同でチームを組んで調査を行う「再虐待発見特別捜査期間」を設定し、6月から11月にかけて安全確認を行った⁴¹。

³⁶ 山脇由貴子「コロナ禍で家族の時間が増え募ったイライラ、矛先が我が子に 増加する『虐待』をどう見抜く？」 (<https://news.yahoo.co.jp/byline/yamawakiyukiko/20201204-00210582/>)

³⁷ 慶南新聞「昌寧児童虐待女兒、命懸けで逃げた

(<http://www.knnews.co.kr/news/articleView.php?idxno=1327111>)

³⁸ ソウル新聞「ついに目を閉じた『靴の中の子』…警察も大人も救うチャンスを逃した」

(<https://www.seoul.co.kr/news/newsView.php?id=20200605009055>)

³⁹ 日本の厚生労働省に相当

⁴⁰ 韓国において基礎自治体の下位に置かれる行政区画

⁴¹ (韓)保健福祉部「虐待危機児童の発掘に全ての能力を集中する！」(2020)

これらの調査対応と並行して、保健福祉部は7月、女性家族部⁴²や教育部といった関係省庁とともに、児童虐待対応体制の強化のため「児童・青少年虐待防止対策（案）」を発表した。この政策案の骨子は図4に示すとおりだが、新型コロナウイルスのパンデミックによる危機への対応という世界共通の背景の中で生まれた政策であることから、現在の日本で生じている問題の解決に向けて参考になり得る内容も含まれている。

以下では、日本においても今まさに論じられている「親権者の懲戒権廃止」と、ICT先進国と呼ばれる韓国ならではの取組と言えるビッグデータの分析・活用等も含めた「情報共有・連携体制の強化」に焦点を絞り、今後の韓国における児童虐待対策の方針について解説する。

図4：「児童・青少年虐待防止対策（案）」の骨子

展望	全ての児童・青少年が安全で幸せな社会	
目標	◆危機予防・早期発見及び再発防止 ・児童虐待の発見率:(2018年)2.98% → (2022年)5.00% ・再虐待率:(2018年)10.3% → (2022年)8.3%	
戦略	① 省庁間の協力を通じた統合的な対応 ② インフラ拡充のための積極的な投資 ③ 「潜在的な三大制約（個人情報保護・親権・量刑基準）」の改善	
政策課題	情報共有・連携協力の強化	①関係機関間の協力を通じた現場発掘体制の強化 ②省庁間における危機児童・青少年に係る情報共有（個人情報保護との均衡を図る） ③虐待児童のビッグデータ分析・活用
	インフラの積極的な改善	①児童保護専門機関及び保護施設の拡大 ②虐待調査業務の公共化を全面施行
	親権の制限・補完	①親権者の懲戒権条項の改正 ②保護対象児童の親権補充制度等の改善 ③即時分離制度の導入
	対応段階別の実効性向上	① [予防] カスタマイズ型教育等による認識改善等 ② [発掘] 届出制度の充実等 ③ [初期対応] 現場調査履行力強化等 ④ [保護・支援] 保護機関間の支援偏差緩和等 ⑤ [再発防止] 虐待発生家庭の事後管理等

〔出典：(韓)関係省庁合同「児童・青少年虐待防止対策(案)」(2020)〕

⁴² 女性政策の企画・統合、女性の権益増進等の地位向上、家族及び多文化家族政策の樹立・調整・支援、健康家庭事業に向けた児童業務及び青少年の育成・福祉・保護に関する事務を所管する省庁〔出典：(韓)女性家族部職制 第2条(職務)〕

（１）親権者の懲戒権廃止

日本においては、2019年6月の児童福祉法及び児童虐待防止法の改正により、親権者や児童養護施設等による体罰の禁止が明文化⁴³され、2020年4月に施行となった。また、改正法の施行と同時に、民法に規定する親権者の懲戒権⁴⁴の在り方についても検討を行うことが定められ、施行後2年を目途として、必要に応じて措置を講ずる⁴⁵こととなったため、現在有識者による議論が進められている。

従来、韓国も日本と同様に、民法により親権者の懲戒権が規定されていた。

同法 915 条には、「親権者は、子の保護または教育のために必要な懲戒を行うことができ、また裁判所の許可を得て、感化または矯正機関に子を委託することができる」とあったが、これによって親権者による体罰が正当化され、児童虐待の撲滅に向けた社会的雰囲気醸成のための大きな障害となっているとの指摘を受けて、2021年1月施行の法改正により、1958年の同法制定以来維持されてきたこの条文は削除されるに至った。

「児童・青少年虐待防止対策（案）」では、法改正以降は懲戒権廃止の内容や効果等を市民に対して積極的にPRし、体罰は許されないという認識を拡散するとともに、体罰という手段を用いずに子育てができる方法についても併せて情報提供することとしている。

（２）情報共有・連携体制の強化

ア 地域関係機関協議体の発足

日本においては、被虐待児をはじめとする要保護児童の早期発見や適切な保護を図ることを目的として、各関係機関の円滑な連携体制を確保するため、情報交換及び支援内容に関する協議を行う「要保護児童対策地域協議会」の設置と、そこで知り得た情報に対する守秘義務とが法に明記⁴⁶されている。罰則を伴う守秘義務が課せられた要保護児童対策地域協議会において情報共有を行うことで、地方公務員法によって守秘義務を負う者に限らず、医療機関や児童福祉施設、私立学校等とも、広く関係機関間で情報共有することが可能である。

これまで韓国では、このような連携体制は確保されていなかったが、2020年9月⁴⁷から「地域関係機関協議体」が設置されることとなった。地域関係機関協議体は、基礎自

⁴³（日）児童福祉法 第33条の2第2項及び第47条第3項、（日）児童虐待の防止等に関する法律 第14条第1項

⁴⁴（日）民法 第822条（懲戒）において、「親権を行う者は、第八百二十条の規定による監護及び教育に必要な範囲内でその子を懲戒することができる」と規定されている。

⁴⁵（日）児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律 附則第7条第5項

⁴⁶（日）児童福祉法 第25条の2（要保護児童対策地域協議会）及び第25条の5（秘密保持義務）、第61条の3（罰則）

⁴⁷当初は8月から当該協議体を設置する計画だったが、より実効的なものとするため各自治体の取組前に政府によるガイドラインの策定を経ることとなり、9月以降に延期となった。

治体の虐待専担公務員や邑・面・洞の公務員、教育支援庁⁴⁸、児童保護専門機関、警察等により構成され、関係機関間において虐待の疑いがある児童の情報を共有するとともに、支援に向けた協力方法を検討するため、基礎自治体の主催により原則月1回程度開催されるものである。この運営体制は、日本の要保護児童対策地域協議会と似通っている。

地域関係機関協議体において共有された情報に関する守秘義務については、法令上特段の記載がないが、児童虐待処罰法において、医療機関や児童福祉施設、学校等の通告義務を負う機関の職員に対して「職務上知り得た秘密を漏洩させてはならない」との罰則付き規定が設けられており⁴⁹、そのことによって地域関係機関協議体での情報共有が保障される形となっている。

イ ビッグデータの分析・活用による早期対応

I C T先進国と呼ばれる韓国においては、福祉分野でもビッグデータの分析及び活用が進められている。児童虐待への対策として、2018年3月に韓国政府が導入したのが「e児童幸福支援システム」である。

これは各種の社会保障ビッグデータを活用して、高リスク要因を持つ家庭を予防的に発掘するシステムであり、過去の児童虐待に係る情報や、電気やガス、水道といったライフラインの停止に係る情報、社会保険料の滞納状況、乳幼児健診や予防接種の実施状況、学校の長期欠席の有無等からリスクを予測する。一定水準以上のリスクが推定される場合、邑・面・洞に対して自動的に通知が届き、それを受けた邑・面・洞の公務員が家庭訪問して状況確認を行う。そして、養育環境の改善が必要な場合は福祉サービスに繋ぎ、児童虐待が疑われる場合は虐待専担公務員または警察に通告する⁵⁰という流れが構成されており、虐待の早期発見・早期対応や、虐待に至る前に支援の手を伸ばすことが期待されている。

新型コロナウイルスの影響による児童虐待のリスク増加が認識されて間もないうちに、前述した高リスク児童の一斉調査を行うことができたのは、このシステムが整備されていたことによる。保健福祉部が高リスク要素として挙げた「予防接種未接種、健康診断未受診、学校の長期欠席、DV歴」のいずれかが該当する場合、システムを活用することにより、実際に家庭訪問を行う邑・面・洞の公務員が対象を即時選別することができる。

この保健福祉部が所管する「e児童幸福支援システム」の他にも、警察庁においては家庭内暴力対応業務における処理事項を体系的に管理する「虐待予防警察官(APO)業務管理システム」が運用されており、また女性家族部では、9歳から24歳の青少年

⁴⁸ 日本における市区町村の教育委員会に相当

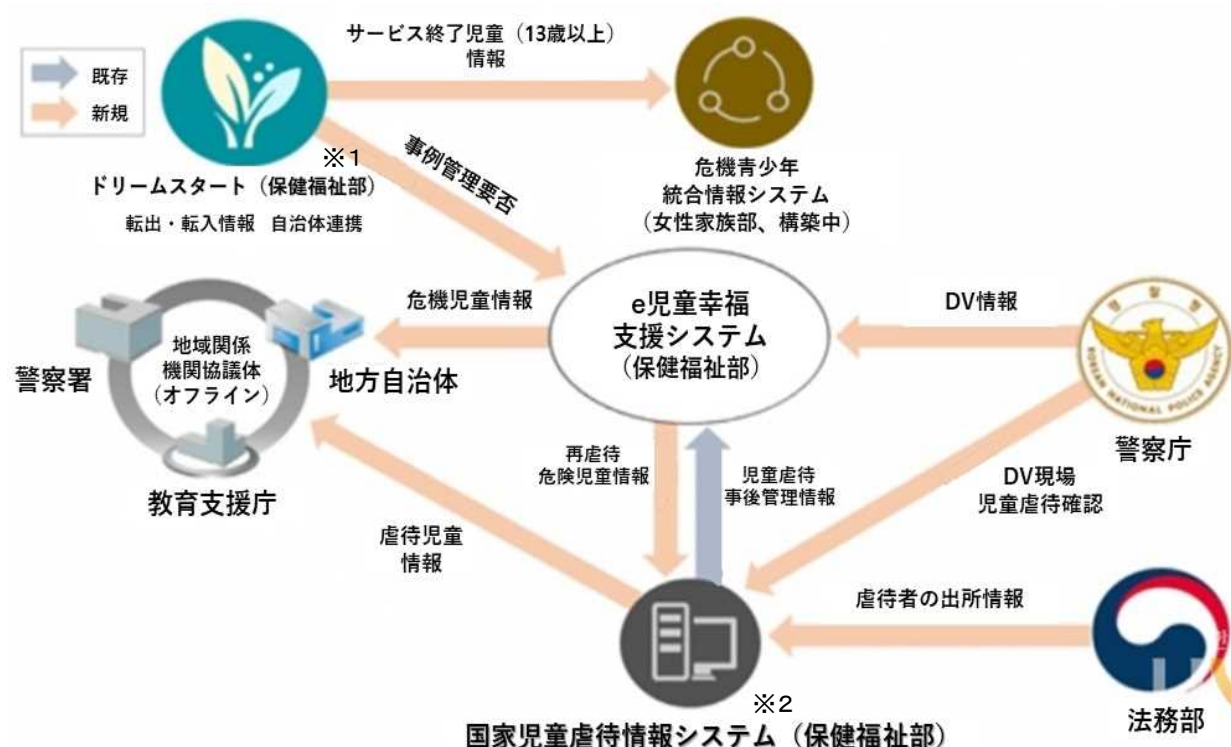
⁴⁹ (韓) 児童虐待の犯罪の処罰等に関する特例法 第35条(秘密厳守等の義務)第1項及び第62条(秘密厳守等の義務の違反罪)第1項

⁵⁰ (韓) 保健福祉部「子どもが送る危機信号、ビッグデータで探す」(2019)

を対象に福祉サービスを提供する各機関が持つ情報を統合的に管理することを目的とした「危機青少年統合情報システム」が構築中である。

「児童・青少年虐待防止対策（案）」においては、省庁を越えて情報共有を促進するため、これらの各種データベースシステムを図5のように連携させることが計画されている。さらには、法的整備を進めた上で法務部が把握する虐待者の出所情報等を地方自治体等に提供し、出所前後の時期における集中的なモニタリングを可能とすることも考えられている。

図5：高リスク児童・青少年に係る情報連携



〔出典：(韓)関係省庁合同「児童・青少年虐待防止対策(案)」(2020)〕

※1 ドリームスタート

児童の健康な成長と発達を図るため、低所得世帯を対象に、保健、福祉、保護、教育、治療等を総合的に支援する行政サービスの名称

〔出典：(韓)児童福祉法 第37条(脆弱階層の児童に対する統合サービス支援)及び同法施行令 第37条(脆弱階層の児童に対する統合サービス支援等)〕

※2 国家児童虐待情報システム

児童虐待防止のため、被虐待児とその家族及び虐待者に関する情報、並びに児童虐待予防事業に関する情報を共有するために、保健福祉部が構築・運営するデータベースシステム

〔出典：(韓)児童福祉法 第28条の2(国家児童虐待情報システム)〕

第3章 高リスク要素を持つ家庭に対する韓国の支援制度

1 医療・福祉サービスの副次的効果としての児童虐待予防

児童虐待が起きてしまったケースを見ると、病気や障害、DV、経済的な余裕のなさ、困ったときに頼れる相手の不在等、多くの家族が重層的な生活課題を抱えている。

韓国においては、出産・子育て期の支援を行う施設や、外国からの移住者を構成員に含む家族の支援を行う施設が、それぞれの設置目的に沿って各家庭の生活課題に関わることで、社会的支援を必要とする人々を取りこぼさないよう網の目が張り巡らされている。

本章では、間接的に児童虐待予防にも役立っていると考えられる、高リスクとなり得る要素をはらんだ家庭を対象とした韓国の特徴的な支援制度を紹介する。

2 出産・子育て期の支援

(1) ひとり親家族福祉施設

厚生労働省が発表した「平成28年度全国ひとり親世帯等調査」によると、日本におけるひとり親世帯の推計数は、母子世帯が123.2万世帯、父子世帯が18.7万世帯であり、全てのひとり親世帯のうち86.8%が母子世帯である。

就業率については、母子世帯が81.8%、父子世帯が85.4%と大きな違いは見られませんが、就労形態に着目すると、母子世帯はパート・アルバイト等が43.8%と半数近くにのぼり、正規就労または自営業が86.4%を占める父子世帯と比べて大幅に収入が低くなっている⁵¹。結果として、母子世帯における母親の預貯金額は、50万円未満が39.7%と最も大きい割合を占める。

以上のことから分かるとおり、特に母子世帯は経済的に厳しい状況に置かれており、精神的負担も大きくなりがちであることから、家庭内での葛藤も生じやすいリスクがある。このような背景を踏まえ、配偶者がいない女性やそれに準ずる事情にある女性とその子を対象とした入所施設である「母子生活支援施設」が、母子の保護及び自立促進に向けた生活支援を行っている⁵²ことは、児童虐待予防の観点からも意義がある。

韓国においても、母・父子福祉法の改正により2007年に制定された「ひとり親家族支援法」に基づき、表5に示した「母子家族福祉施設」及び「父子家族福祉施設」が設置され、離婚や死別等により配偶者がいない者や、心身の障害のため労働能力を長期間喪失した配偶者を有する者とその子どもが生活支援を受けることができる⁵³。

日韓両国の制度を見比べた際に特筆すべきは、まず韓国には、父子世帯を対象とした入所施設があることである。父子世帯においては、その世帯数の少なさや世間体等から、相談相手が見つけづらい等の母子世帯とは別種の困難がある。そのような中で、

⁵¹ 平均年間収入は、母子世帯が243万円、父子世帯が420万円（それぞれ母または父自身の収入）

⁵² (日) 児童福祉法 第38条（母子生活支援施設）

⁵³ (韓) ひとり親家族支援法 第4条（定義）、第19条（ひとり親家族福祉施設）第1項

いざというときは生活基盤を行政サービスに求めるのが可能であること、また父子世帯同士の繋がりができることは、育児にあたっての大きな強みになり得る。

表 5 : ひとり親家族福祉施設の類型

施設類型		入所対象	入所期間 (延長可能期間)
母子家族 福祉施設	基本生活支援	満 18 歳未満の子を養育する、住居が無く かつ低所得の母子家族	3 年 (2 年)
	共同生活支援	独立した家庭生活が困難であり、一定期 間共同で家庭生活を送りながら、自立の 準備を行おうとする母子家族	3 年 (1 年)
	自立生活支援	満 18 歳未満の子を養育する、住居が無く かつ低所得の母子家族 または基本生活支援型施設退所後の自立 準備が不十分な母子家族	3 年 (2 年)
父子家族 福祉施設	基本生活支援	満 18 歳未満の子を養育する、住居が無く かつ低所得の父子家族	3 年 (2 年)
	共同生活支援	独立した家庭生活が困難であり、一定期 間共同で家庭生活を送りながら、自立の 準備を行おうとする父子家族	2 年 (1 年)
未婚母子家 族福祉施設	基本生活支援	配偶者と離婚・死別し、または未婚で妊娠 中の女性、並びに出産後 6 か月未満の入 所を要する女性	1 年 (6 か月)
	共同生活支援	3 歳未満の乳幼児を養育する未婚の母	2 年 (1 年)
		出産後、子を養育していない未婚の母	2 年 (6 か月)
一時支援福祉施設		配偶者の DV により子の健全な養育と 母の健康に支障を来す恐れのある母子	6 か月 (6 か月)

[出典 : (韓) 法制処「探しやすい生活法令情報」

(<https://easylaw.go.kr/CSP/CnpCIsMain.laf?popMenu=ov&csmSeq=696&ccfNo=3&cciNo=2&cnpCIsNo=2>)]

次に注目すべき点は、韓国では、妊娠中から3歳未満の乳幼児の養育を行う未婚女性の支援に特化した「未婚母子家族福祉施設」が設けられていることである。

未婚母子家族福祉施設は、全国に64か所が設置され、①妊娠中または出産後6か月以内のシングルマザーを対象とした施設（22か所）、②3歳未満の乳幼児を育てるシングルマザーを対象とした施設（40か所）、③出産後、子どもを養育していないシングルマザーを対象とした施設（2か所）に分類される⁵⁴。これらの施設は、母子の生活の場としての機能を備え、いずれも無料で入所可能であり、産前産後の検診や出産にかかる費用も無料となるほか、学業の継続や職業訓練といった自立支援も受けられる⁵⁵。

2020年11月、就職活動で上京した際に羽田空港のトイレで出産し、子どもを遺棄した疑いで23歳の女性が逮捕される事件が起き、日本で大きな物議を醸した。医療的ケアを受けずに一人で出産する孤立出産は、望まない妊娠により周囲に相談できず出産に至ることで発生することが多く、母子ともに生命の危険にさらされる。厚生労働省の調査⁵⁶によると、2018年度に児童虐待により死亡した54人のうち、実母の遺棄によるものは19人（35.2%）、うち13人（24.1%）は予期せぬ妊娠の末の出産である。

妊娠中から乳幼児の養育中にかけては、心身や生活環境に急激な変化が起こることから、母親に負担がかかりやすい。配偶者がいない場合、その変化に一人で対応しなければならないため、特にその負担が大きいと言えよう。そのような中で、母子の生活基盤の保障及び健康管理、さらには産後の経済的自立までを一貫して支援する制度を整備することは、児童虐待予防に向けた有効な手段となり得る。

（2）産後ケア施設

韓国に広く普及している産後ケア施設は、産褥期の母親が無理なく育児になじめるよう、出産を行う産婦人科等と自宅での日常生活を橋渡しする施設であり、直訳では「産後調理院（산후조리원）」という。ここで言う「調理」とは、「体の管理をする」という意味⁵⁷を持つ。

日本においては、産婦人科等での出産後、授乳・調乳指導や沐浴指導等を経て、概ね1週間に満たない入院期間で退院し、自宅での子育てに切り替わる。核家族化や晩婚化により、祖父母等の近親者による家事や育児の補助が受けづらくなった現代においては、出産後の母親の身体的な回復も不十分なうちから、父母のみで急激な環境の変化に対応しなければならない場合も多い。

⁵⁴ （韓）女性家族部（http://www.mogef.go.kr/cs/opf/cs_opf_f071.do）

⁵⁵ （韓）法制処「探しやすい生活法令情報」

（<https://easylaw.go.kr/CSP/CnpClsMain.laf?popMenu=ov&csmSeq=696&ccfNo=3&cciNo=2&cnpClsNo=2>）

⁵⁶ （日）厚生労働省「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第16次報告）」

⁵⁷ 株式会社コネスト「韓国で迎える妊娠・出産」

（https://www.konest.com/contents/korean_life_detail.html?id=5917）

2014年に厚生労働省の成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業として行われた研究⁵⁸によると、出産直後から産後3か月における児童虐待の危険因子として挙げられる項目には、「会陰縫合部または帝王切開時の傷の痛み」、「腰痛」、「パートナーの家事・手伝いが乏しい」、「赤ちゃんがなぜ泣いているのかわからない」、「赤ちゃんの気持ち質問票における愛情の欠如」、「抑うつ状態(E P D S⁵⁹高得点)」、「AD/H D傾向」があり、産褥期の母親の身体的・精神的ケアを十分に行うことは、死亡事例に繋がるリスクが極めて高い乳児に対する虐待の予防にあたって必須と言える。

韓国では、出産のための入院期間が平均で2日間から3日間と短いにもかかわらず、日本と同様の社会的変化により、それまで実母や義母によって提供されてきた産後の家事・育児の補助を受けることができなくなった。そのような近親者による慣習的な援助に代わるサービスとして、1990年代半ばに産後ケア施設が出現し、2020年6月時点では全国に507か所⁶⁰が存在している。現在においては、退院後は産後ケア施設で2週間程度過ごすのが一般的である。

産後ケア施設が提供するサービス内容は各施設により差が見られるものの、栄養管理や産褥体操等、産後の母体の回復に向けた身体的ケアに加えて、産後うつ予防プログラム等の精神的ケア、授乳指導及び乳房ケア、悪露の対処等の保健指導、親子の愛着形成に向けた援助、新生児ケア等⁶¹があり、その後始まる育児に向けて、心身ともに準備を行う場として機能している。

産褥期においては、ホルモンバランスの変動や生活環境の急激な変化から、精神的な不調が起りやすい。産後ケア施設で、栄養士、調理師や清掃員による生活上のケアを受けながら、医師、助産師、看護師、看護助手等の医療スタッフによる身体的・精神的ケア及び育児に係る指導を受けることは、母親の不安の軽減に繋がり、ひいては産後うつ病の予防効果も期待できることから、児童虐待のリスク低減に寄与していると考えられる。

第1章で、韓国では死亡リスクの高い未就学児に対する虐待が日本と比較して少ないことを確認したが、この一因として、以上で述べてきたような出産・子育て期の支援の充実が推定される。ひとり親世帯や産褥期といった、養育者の負担がとりわけ大きい場合について、優先的に社会的支援を充実させることが、児童虐待問題の解決手段の一つとなる可能性がある。

⁵⁸ 久保隆彦ほか「妊産婦のメンタルヘルスの実態把握及び介入方法に関する研究」(2014)

⁵⁹ エジンバラ産後うつ病質問票

⁶⁰ (韓)保健福祉部「全国産後調理院の現状」(2020)

⁶¹ 勝川由美ほか「韓国の出産と産後ケアの現状－産後ケア施設誕生の背景と課題に関する文献検討－」(2008)

2 多文化家族の支援

(1) 多文化家族支援センター

外国からの移住者もまた、子育ての際に負担を抱えやすいリスクがある。

それは言語や習慣の違いを根底にして起こる、父母間の葛藤やストレスの高まり、経済的困窮といった家庭生活上の問題であると同時に、地域との繋がり希薄さや、医療・福祉サービス等の社会資源に対するアクセスの不便さといった、社会生活上の問題でもある。

韓国においては、国際結婚による外国からの移住者を構成員に含む家族を対象とした支援を行うため、女性家族部が所管する多文化家族支援法に基づき、「多文化家族支援センター⁶²」が設置されている。この韓国特有の支援機関は、家庭生活と社会生活の両面から移住者とその家族に関わり、安定した生活を送るための手助けや、韓国社会に定着するための橋渡しを担う。

多文化家族支援センターは、2020年1月時点で全国に227か所⁶³が設置され、図6にも記載があるとおり、韓国語講座や通訳・翻訳サービスの提供、夫婦関係や子育てに関する相談、就業支援等、多文化家族が必要とする支援をワンストップで受けられるよう整備されている。出産や子育てに直結する支援には、産前産後の検診やヘルパー派遣、多言語環境で育つ児童の教育支援等があり、これらのサービスは全て多言語で提供することが努力義務として求められている⁶⁴。2010年に4か国語で運営が開始された多文化家族支援ポータルサイト「タヌリ（“多文化家族みんなが享受する”という意味）」も、年々サービスが拡大され、現在は日本語を含む13か国語で閲覧可能である。

これらのサービスの提供によって、多文化家族支援センターは、異文化を背景に持つ子育て世帯の負担軽減に寄与している。加えて、相談援助業務の一環として、高リスク要素を持つ家族の事例管理や家庭訪問を行うことで、生活実態を把握できる立場にあることから、児童虐待の早期発見という役割も期待され、多文化家族支援センターの職員には、虐待が疑われる事例の通告義務が課されている⁶⁵。また、多文化家族におけるDV被害者の相談や支援も担うため、児童の面前におけるDVという精神的虐待をいち早く察知することが可能である。

⁶² (韓) 多文化家族支援法 第12条(多文化家族支援センターの設置・運営等)

⁶³ (韓) 女性家族部「全国の多文化家族支援センターの現況(2020年)」

⁶⁴ (韓) 多文化家族支援法 第11条(多言語によるサービス提供)

⁶⁵ (韓) 児童虐待の犯罪の処罰等に関する特例法 第10条(児童虐待の犯罪申告義務と手順) 第2項 第6号

図6：韓国における多文化家族支援体制



〔出典：(韓)女性家族部、韓国健康家庭振興院「多文化家族支援ポータルサイト タタリ」〕

(2) 多文化家族支援の意義

ここで、「多文化家族」の示すところを法令から読み解くと、韓国国民との結婚歴がある韓国在住の外国人または韓国に帰化した者と、韓国国民を構成員に含む家族⁶⁶のことであると分かる。つまり、夫婦のいずれか一方は韓国人である必要があり、外国人同士夫婦は支援の対象外となる。

⁶⁶ (韓)多文化家族支援法 第2条(定義)、在韓外国人処遇基本法 第2条(定義)第3号、国籍法 第2条(出生による国籍取得)から第4条(帰化による国籍取得)

その理由は、韓国の多文化政策が、主に中国や東南アジアから、韓国人男性との結婚を目的として農漁村地域に移住してきた外国人女性とその子の支援策として進められてきたためである。外国人の流入が本格的になった 1980 年代からしばらくは、労働を目的として来韓する外国人が多かったが、2000 年代に入ると徐々に国際結婚を通じた移住者の比率が増加し始めた⁶⁷。2019 年の韓国における婚姻件数 23 万 9,159 件のうち、夫妻の一方が外国人である場合は 2 万 3,463 件であり、全体の 1 割を占める。そのうち、韓国人の夫と外国人の妻で構成される夫婦は 1 万 7,687 件、韓国人の妻と外国人の夫で構成される夫婦は 5,956 件と、韓国人の夫と外国人の妻という組み合わせが 3 倍程度多い⁶⁸。

結婚による移住者は、一時的に在留する労働者等とは異なり、韓国に帰化して永住する者が大半であるため、生まれてくる子も含めて未来の韓国社会を担う一員であると考えられている。日本と同様に少子高齢化が進む韓国においては、将来的な労働力不足は避けられず、多文化家族が韓国社会に円滑に定着できるよう支援することには、国の存立にも関わる重要な意味がある。

日本においては、夫妻の一方が外国人である婚姻件数は 2017 年時点で全体の 3.5%⁶⁹であり、韓国と比較すると割合としては少ない。しかし、外国人人口は 2020 年 1 月に 287 万人と過去最高を記録し、日本社会における外国人住民の果たす役割が大きくなっていることは疑いの余地がない。

外国人住民による育児の困難さは、子どもや子育てを巡る文化の問題でもある。育児はそれが行われる時代や場所によって正しいとされる方法が異なり、例えば一昔前まで赤ちゃんはうつぶせで寝かせるのが良いと言われていたが、突然死の予防という観点から、現代の日本では推奨されていない⁷⁰。同様に、過去にはしつけの一環として容認されてきた体罰が日本で法令上禁止されたことや、韓国において懲戒権が廃止されたことは、子育てを巡る文化に係る変遷の表れである。

異文化を背景に持つ者を構成員に含む家庭で児童虐待が発生したとき、養育者の生まれ育った国と移住先の国とで、育児の手法やしつけを巡る認識が大きく異なる場合、養育者の考え方に変化が起こらない限り、根本的な解決に至らない。そのため、児童虐待対応の過程は、そのまま異文化への適応を支援する過程であると言え、多文化共生に携わる者の果たすべき役割は大きい。

⁶⁷ (財)自治体国際化協会ソウル事務所 Clair Report No. 367 「韓国における多文化政策の取組み」(2011)

⁶⁸ (韓)統計庁「国家統計ポータル(KOSIS)」

⁶⁹ (日)総務省統計局「政府統計の総合窓口(e-Stat)」

⁷⁰ (日)厚生労働省「乳幼児突然死症候群(SIDS)について」

(<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/sids.html>)

おわりに

核家族化によって近親者の援助を得にくい現代社会において、仕事と家庭を両立することは、もとより多大な努力を要する。新型コロナウイルス感染症が猛威を振るう現在、子育て中の家族はより一層の困難に見舞われている。

このような状況下で、児童虐待は誰にとっても他人事ではないが、本稿で韓国との比較から日本の現況を考察することで、特に出産前後や未就学児の子育て期にある家族に対して支援を充実させることの必要性や、異文化等の多様な背景を持つ家族に対して配慮を行うことの意義が見えてきた。

本稿で論じたように、重層的な生活課題を抱えた家族に、様々な側面から関与することは、高リスク要素を持つ家庭に対する早期の支援と、虐待が起きてしまった家庭に対する円滑な介入に繋がる可能性を秘めている。したがって、予防も含めた児童虐待対応は、決して専門機関にしかできないものではない。警察や医療、多文化共生をはじめとした各分野に携わる行政機関、司法機関、民間団体等が、それぞれの立場から児童虐待に関わる方法を模索することは、各々がその責任を全うすべき課題であると言える。

社会が大きな変革期にある今、支援のネットワーク拡大と連携強化に向けて、本稿が検討の一助となることを願う。

参考文献

1 書籍・報告書

- 朴志允「韓国における被虐待の現状と地域支援システム」東洋大学人間科学総合研究所紀要 第10号(2009)
- 山田麻紗子、渡邊忍、小平英志、橋本和明「韓国(ソウル市)の児童福祉・虐待への取組みー関係機関の視察報告ー」日本福祉大学社会福祉学部『日本福祉大学社会福祉論集』第137号(2017)
- 財団法人自治体国際化協会ソウル事務所「韓国における多文化政策の取組み」Clair Report No. 367(2011)
- 原史子「韓国における多文化家族政策と支援の現状ー重層的な生活課題を抱える家族への支援ー」金城学院大学論集 社会科学編 第8巻第1号(2011)
- 金松美、朴東鎮「韓国における多文化家族支援サービスの特性と変遷過程ー多文化家族支援センターを中心にー」(2017)
- 上野文枝「母子寮および父子寮に関する研究ーひとり親家庭に対する支援の変遷についてー」日本社会福祉学会 第62回秋季大会(2014)
- 勝川由美、大賀明子、永井祥子、坂梨薫「韓国の出産と産後ケアの現状ー産後ケア施設誕生の背景と課題に関する文献検討ー」Yokohama Journal of Nursing Vol.1, No.1(2008)
- 濱崎由紀子「虐待事案に対する介入システムの問題点と今後の展望ー被虐待児童のトラウマケアを中心にー」京都女子大学現代社会研究(2010)
- 川松亮、山野良一、田中恵子、根岸弓、山邊沙欧里「児童虐待に関する文献研究 子どもの貧困と虐待」社会福祉法人横浜博萌会 子どもの虹情報研修センター 平成28年度研究報告書(2017)
- 北野尚美、李錦純、中村安秀「在日外国人の人口学的特徴と児童福祉の課題」日衛誌(Jpn. J. Hyg.) 第74巻(2019)
- 久保隆彦ほか「妊産婦のメンタルヘルスの実態把握及び介入方法に関する研究」平成26年度総括・分担研究報告書 厚生労働科学研究費補助金成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業(健やか次世代育成総合研究事業)(2014)
- 국회입법조사처「아동학대 대응체계의 과제와 개선방향ー아동보호전문기관을 중심으로ー」입법·정책 보고서 제51호(2020)
- 보건복지부、아동권리보장원「2020 아동보호서비스 업무 매뉴얼」(2020)
- 김아름、박은영、김재선「아동학대 대응체계 강화를 위한 유관기관의 역할과 법제 개선방안」육아정책연구소 연구개발적립금사업 02(2017)

2 計画・統計資料等

- 厚生労働省「令和元年度 児童相談所での児童虐待相談対応件数<速報値>」(2020)

- 厚生労働省「平成 30 年度 福祉行政報告例の概況」 (2020)
- 厚生労働省「全国児童相談所一覧 (令和 2 年 7 月 27 日現在)」 (2020)
- 厚生労働省「児童福祉司、児童心理司の配置状況について (令和 2 年 4 月 1 日現在)」
- 厚生労働省「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について (第 16 次報告)」 (2020)
- 警察庁「警察における児童虐待への対応について」 (2020)
- 보건복지부、아동권리보장원「2018 아동학대 주요통계」 (2019)
- 보건복지부「2019 아동학대 연차보고서」 (2020)
- 보건복지부「2020 년도 아동복지시설 현황 (2019 년 12 월 31 일 현재)」 (2020)
- 보건복지부「전국 산후조리원 현황 (2020. 6. 기준)」 (2020)
- 보건복지부「2020 년 산후조리원 관리·운영 편람」 (2020)
- 보건복지부「학대 위기아동 발굴에 모든 역량을 집중한다!」 보도자료 (2020)
- 보건복지부「아이가 보내는 위기신호, 빅데이터로 찾는다」 보도자료 (2018)
- 관계부처 합동「아동·청소년 학대 방지 대책 (안)」 (2020)
- 관계부처 합동「아동·청소년 학대 방지 대책 추진상황 점검 및 향후계획 (안)」 (2020)
- 행정안전부「2020 지방자치단체 행정구역 및 인구현황 (2019. 12. 31. 현재)」 (2020)
- 여성가족부「다문화가족지원센터 현황 (2021 년)」 (2021)

3 WEB 사이트

- 政府統計の総合窓口 (e-Stat)
<https://www.e-stat.go.jp/>

○KOSIS : 통계 데이터베이스

<https://kosis.kr/index/index.do>

○아동권리보장원

<https://www.ncrc.or.kr/ncrc/main.do>

○법제처 「찾기쉬운 생활법령정보」

<https://www.easylaw.go.kr/CSP/Main.laf>

○다문화 가족지원 포털 「다누리」

<https://www.liveinkorea.kr/portal/main/intro.do>

【執筆者】

一般財団法人自治体国際化協会ソウル事務所 所長補佐 岡 詩織

【監修】

一般財団法人自治体国際化協会ソウル事務所 所長 八木 寿史
" 上席調査役 稲垣 英明